

随時検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市工事検査規程(昭和51年8月庁達第3号)第3条第5項に規定する工事の施工の途中において、契約検査課長が必要と認めたときに行う検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(随時検査の対象工事)

第2条 随時検査の対象となる請負工事(以下「工事」という。)は、設計金額が130万円以上の工事のうち契約検査課長が選定するものとする。

(随時検査の内容)

第3条 随時検査は、不良工事の防止等のため、工事の施工の途中における現場の施工体制、安全管理、品質管理等を抜打的に検査するものとする。

2 随時検査の実施時期は、工事の進捗状況を考慮し、適切な時期に行うものとする。

(随時検査の実施方法)

第4条 随時検査は、請負者(現場代理人、主任(監理)技術者を含む。)に事前通告することなく行うものとする。

2 随時検査は、次に掲げる事項について別表のチェックリストに基づき行うものとする。

- (1) 工事の施工体制の確認
- (2) 工事の安全管理の状況
- (3) 工事の品質管理の状況
- (4) 工事の工程管理の状況
- (5) その他契約検査課長が必要と認めるもの

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。